

町田市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

町田市工場立地法地域準則条例（平成２４年１２月町田市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第１条、第３条及び第４条中「第４条の２第２項」を「第４条の２第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市工場立地法地域準則条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第1項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (区域) 第3条 <u>法第4条の2第1項</u>に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域（以下「対象区域」という。）は、町田市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域及び工業地域とする。 (緑地面積等の敷地面積に対する割合) 第4条 <u>法第4条の2第1項</u>に規定する割合は、次に掲げる割合とする。 (1)・(2) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第2項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (区域) 第3条 <u>法第4条の2第2項</u>に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域（以下「対象区域」という。）は、町田市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域及び工業地域とする。 (緑地面積等の敷地面積に対する割合) 第4条 <u>法第4条の2第2項</u>に規定する割合は、次に掲げる割合とする。 (1)・(2) 略